

# 令和8年度大田原市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

## 1 趣旨

大田原市は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を策定します。

## 2 障害者優先調達推進法が成立した背景

障害のある・なしに関わらず、働くことは自立した生活を営むための経済基盤を得る手段であると同時に、社会とつながりを持ち、生きがいを感じさせる重要な役割を担っています。

労働と福祉を結び付け、障害者の雇用を効果的に進めるため、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づき、さまざまな制度などが実施されていますが、障害の程度や特性などにより一般就労に従事できない障害者も多く、福祉的就労に携わる障害者とその対価として得る工賃は、障害基礎年金と合わせた収入でも充実した日常生活を送るにはほど遠い状況にあります。

このようなことから、国や地方公共団体等による障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を推進し、その自立を促すため、平成25年4月1日に、「障害者優先調達推進法」が施行されました。

この法律により、国や地方公共団体などは、毎年度、調達方針を策定し公表することが求められています。

## 3 調達の対象となる物品及び役務

調達の対象となる物品等は次のとおりとする。

| 種別 | 区分      | 具体例                       |
|----|---------|---------------------------|
| 物品 | 事務用品・書籍 | 筆記用具、事務用具、用紙、封筒、ゴム、書籍など   |
|    | 食料品・飲料  | パン、弁当、加工食品、菓子類、飲料、野菜、果物など |
|    | 小物雑貨    | 衣類、身の回り品、装身具、食器類、刺繍品など    |
|    | その他物品   | 机、椅子、棚、寝具、車いす、杖、点字ブロックなど  |

|    |         |                            |
|----|---------|----------------------------|
| 役務 | 印刷      | ポスター、リーフレット、アンケート、報告書、封筒など |
|    | クリーニング  | クリーニング、リネンサプライなど           |
|    | 清掃・施設管理 | 清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理など       |
|    | 情報処理    | ホームページ作成、データ入力・集計、テープ起こしなど |
|    | 飲食店等    | 売店、レストラン、喫茶店など             |
|    | その他     | 仕分け、袋詰・梱包、印刷物折、封入封函作業など    |

#### 4 調達の対象となる障害者就労施設等

本市において調達の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とします。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業所等
  - ア 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
  - イ 地域活動支援センター
  - ウ 生活介護事業所
  - エ 就労移行支援事業所
  - オ 就労継続支援A型・B型事業所
- (2) 障害者基本法に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

| 区 分          | 備 考   |
|--------------|---|
| 特例子会社        | 障害者雇用促進法に基づく子会社の事業所   |
| 重度障害者多数雇用事業所 | （重度障害者多数雇用事業所の要件）<br>① 障害者の雇用者数が5人以上<br>② 障害者の割合が従業員の20%以上<br>③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合30%以上 |

- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

| 区 分      | 備 考                        |
|----------|----------------------------|
| 在宅就業障害者  | 自宅等において物品の製造、役務提供業を自ら行う障害者 |
| 在宅就業支援団体 | 在宅就業障害者に対する援助の役務等を行う団体     |

## 5 令和8年度の調達方針

大田原市が実施する各種事業等において、物品等を調達する場合は、障害者就労施設等から調達できるよう配慮していきます。調達目標額については、前年度の調達実績と大田原市中期財政計画（令和5年度～令和9年度）を参考にして設定していきます。

## 6 障害者就労施設等供給する物品等の調達目標

令和8年度に本市が達成すべき優先調達の目標を、次の通りとします。

① 優先調達の目標額 1,000,000 円

② 個別目標

| 種 別 | 調達品目           | 調達目標額  |
|-----|----------------|--------|
| 物 品 | 給食用食材、式典用弁当など  | 700 千円 |
| 役 務 | 草刈り作業、封入封緘作業など | 300 千円 |

## 7 調達の推進方法

- (1) 福祉課は、当該施設から提供可能な物品等について庁内に情報提供するとともに、適用部署が希望する物品等について情報を収集し、これらの情報をもとに、適用部署に対し障害者就労施設等への優先調達を依頼します。
- (2) 各課においては、物品等について、障害者就労施設等からの新規需要の増進に努めます。

## 8 調達実績の公表

- (1) 本市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは市のホームページ等に公表します。
- (2) 調達実績は翌年度の5月末までに概要を市のホームページ等により公表します。
- (3) 大田原市地域自立支援協議会において、実績の評価や課題の分析を行い、次年度の調達方針に反映していきます。

9 令和7年度調達実績

| 種別 | 品目名      | 件数 | 金額        |
|----|----------|----|-----------|
| 物品 | 食料品      | 11 | 554,930 円 |
|    | 小物雑貨     | 2  | 3,880 円   |
|    | 物品計      | 13 | 558,810 円 |
| 役務 | 封入封緘作業   | 1  | 219,288 円 |
|    | ナンバリング作業 | 1  | 72,900 円  |
|    | 清掃・施設管理  | 3  | 97,500 円  |
|    | 役務計      | 5  | 389,688 円 |
| 合計 |          | 18 | 948,498 円 |